

平成21年第1回定例
夕張市議会会議録
平成21年3月19日(木曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第1 議案第1号 平成21年度夕張市一般会計
予算
議案第2号 平成21年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第3号 平成21年度夕張市市場事業
会計予算
議案第4号 平成21年度夕張市老人保健
医療事業会計予算
議案第5号 平成21年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第6号 平成21年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第7号 平成21年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第8号 平成21年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第9号 平成21年度夕張市水道事業
会計予算
議案第18号 夕張市介護保険条例の一部
改正について及び市政執行方針、教育行政
執行方針に対する大綱質問並びに委員会付
託
- 第2 議案第17号 夕張市看護師等修学資金貸
付条例の廃止について
- 第3 議案第19号 夕張市立診療所及び介護老
人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に
関する条例の一部改正について
- 第4 議案第20号 夕張市廃棄物の処理及び清
掃に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第21号 夕張市営住宅条例の一部改
正について
- 第6 議案第22号 夕張市観光施設設置条例の

- 一部改正について
- 第7 議案第23号 夕張市水道事業給水条例の
一部改正について
- 第8 議案第24号 平成20年度夕張市一般会計
補正予算
- 第9 報告第2号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第3号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第4号 例月現金出納検査の結果に
ついて

◎出席議員(9名)

高間 澄子 君
伝里 雅之 君
島田 達彦 君
角田 浩晃 君
加藤 喜和 君
正木 邦明 君
高橋 一太 君
新山 純一 君
山本 勝昭 君

◎欠席議員(なし)

午前10時30分 開議

●議長 加藤喜和君 おはようございます。
これより平成21年第1回定例夕張市議会第3日目の
会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は9名、全
員であります。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第118条の規定により
新山議員
山本議員
を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田委員長。

●角田浩晃君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、議案第 24 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算でありまして、この取り扱いにつきましては本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は議案 24 件、報告 4 件、決議 1 件、意見書案が 3 件となりましたので、あわせて 32 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 9 号、議案第 18 号、以上 10 議案一括議題

といたします。

これより昨日に引き続き大綱質問を行います。

本日の質問者は伝里議員、高間議員であります。

それでは、伝里議員の質問を許します。

伝里議員。

●伝里雅之君 それでは、通告に従い大綱質問をいたします。行政執行体制の確保について。

市政執行方針は、現在抱えている問題を大枠で示したものと思います。

難しい内容ですが、私の意見も付け加えさせていただき、市民、行政、議会の共通の課題であることを確認する場にしたいと思います。

財政再建計画については、市民それぞれ意見が分かれるところですが、夕張市が好きで夕張に住み続けたいという人たちが本当に多くいて、不満を飲み込み、自分たちにできることは自分たちで、と立ち上がる市民も増えてきて、何とか財政の正常化を目指そうとする気運が高まりつつあることは市民の一人としてうれしいことだと思っています。

これからもっとも大事だと思われることは、市民と行政の協働であることは今回の市長の市政執行方針の中にも表わされています。

また、新しいまちづくりを進めるためには情報の公開と共有がまず重要だと強調されております。

これは以前から市長が示していたことですが、しかし、未だに市民が納得する、または議会への情報の公開と共有は不十分なのではないかと感じています。

例えば、今回の確定申告相談の開催場所の減少ですが、理由が明確にされないままに広報に日程だけが示され、市民からの問い合わせや苦情が多く寄せられました。

これは、職員の減少で対応できないことと、外部からの応援を得るためには E タックスが受信できる ADSL 回線がある会場でしかできない。また、応援が来ることで待ち時間を少なくすることができて、相談の方の負担も軽くなるという理由をはっきりと公開すれば無用の混乱は避けられたし、多くの理解

も得られたと思います。これは情報公開以前の情報提供、情報共有ができていない例です。

市民に対して行政の情報が正しく伝わらなければ、いつまで経っても市民の合意は得られません。

現在、市議会も取り組んでいる住民自治基本条例や議会基本条例ですが、市長も一刻も早い情報の、それに沿って情報の公開と共有の方法を構築してもらいたいと思います。

さて、現在、市の行政執行体制は大幅なスリム化が進んでいます。大事なことは、スリム化を進めたのではなく、進んでしまったということです。

今でも、本会議や行政常任委員会でも各議員から職員数の減少による行政サービスの低下を懸念する質問、意見が出されてきました。

再建計画では、平成 22 年度には 103 人体制で行うことになっています。しかし、すでに市民生活に行政サービスが行き届かなくなってきました。自治体の果たすべき仕事を果たせない状況です。

過酷な行政運営が再生の芽を育てられないていると思います。行政運営は現状でも過酷なのに、状況を維持する見通しどころか悪化する方向しか見えていません。

そこで質問いたします。

市長は、今回の市政執行方針の中で市民の生命と暮らしを守るという行政の責務を果たしていくためには、必要な定数の確保と職員自身が健康でやる気を持って職務に専念でき得る環境づくりが必要であり、それを可能とする具体的な措置を講じていかなければなりませんとおっしゃっています。

- 1、質問です。必要な定数とは何人とお考えですか。
- 2、健康でやる気を持って職務に専念できる環境づくりとはどういう措置をお考えですか。
- 3、職員の待遇改善はどう考えていますか。この 3 点、お願いします。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 伝里議員のご質問にお答えをいたします。

まず、財政再建計画における行政体制の考え方で

すが、人口規模が同程度の市町村でもっとも職員数の少ない、人口規模が同一の市町村でもっとも少ない職員数の水準とすることが基本となっております。

この原則に沿って、行政体制のスリム化による総人件費抑制を計画実行に当たっての大きな目標に据えましたが、大幅な給与削減や退職金の段階的削減等により平成 18 年度末において職員数が約半減するなど、予想を超えるスピードをもって体制は縮小化されてきております。

このような急激な職員数の減少は、行政運営を進めていく上で様々な課題を残す結果となっておりますが、特に財政再建はもとより健全な行政サービスの提供やこれからのまちづくりを遂行していくという行政の役割り、機能というものを考えると、体制の確保は重要な位置付けとなるものであると考えております。

現在の体制下においては、職員個々にかかる業務負担が非常に重いものとなり、職員の健康やメンタル的面上での支障が危惧されます。また、給与の大幅な削減は職員の勤労意欲を著しく阻害することとなったほか、将来に向けての生活不安をより一層強くするものとなっており、若年層の職員を中心に早期退職を考えざるを得ない環境を生み出しております。

一方、こうしたこうした中であって道をはじめ多くの自治体などから職員の派遣をいただき、この支援によって体制維持しているというのが現状の状況であります。

平成 20 年度においては、総勢 13 名の支援職員の派遣がありましたが、21 年度に当たっては 20 名と、この数が増員となっております。派遣職員数が全職員数に占める割合は 1 割を超えるものとなっている現状からして、このままでは将来に向けての行政運営や市民サービスの低下が懸念されます。

こうした厳しい状況を踏まえ、現行の職員数を基本としながら、今後の行政執行体制を適正に維持していかなければならないものと考えますし、このことを財政再生計画の策定に当たって的確に反映させ

ていかなければなりません。

引き続き事務事業の見直しなどによる効率化を図りながらも、職場における事務量に見合った適正人員配置を可能とし、将来に向けて安定的に持続可能な体制を維持していくためには一定程度の職員採用を計画的に実施していくことも検討しなければなりません。

市職員は市政推進のエンジンであり、職員自らが健康で健全でなければなりません。市民生活における安全・安心を守りながら、必要な行政サービスの提供をしっかりと行うための効率的な体制を基本とし、そのための人材確保を可能とする給与体系を検討しなければならぬものと考えております。

今後、職員の処遇改善に当たって所要額等の精査を行いながら、財政再生計画全体の財政需要額を見極めた上で検討してまいります。一番大事なことは市民理解を得ながら進めることにあります。

行政が置かれている厳しい環境を踏まえつつ、行政サービスの安定的な提供や、財政再建と地域再生を着実に図っていくために必要な措置であることをしっかりと市民の皆様へ訴え、ご理解を得ていく努力をいたしてまいります。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 伝里議員、再質問ありますか。

はい、伝里議員。

●伝里雅之君 私は、必要な定数とは何人と考えているかということを知っているんですけども、どんどん、どんどん職員を入れなければならないということはわかりました。

その入れる定数ですけれども、これから何年も経って本当に年寄りばかりの職員になっていくということになってしまえば、行政サービスもできないと思います。

本当に入れていかなければならないと思いますので、その定数を何人くらいと考えていて補充していくのかをお答えください。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 1万1,000名の行政の中で職員定数が何名が必要なのかというご質問ですが、当然これは業務の内容、または組織の改革、もろもろのものがつながってまいります。

しかしながら私は、最低でも現行の職員数を基本としながら、今の作業量を精査しながら必要であれば増やしていかなければならぬ。今、議員がおっしゃるように、このまま何十年経ったら一体どうなるのか。

ですから、冒頭にも申し上げましたように適時必要なものについては採用も行っていくという、そういう方針を執りたい。

しかし現在、今108名が120か130か、これは今、もろもろな面で作業量または人員を含めて精査検討、または努力を今、しているところでございます。

●議長 加藤喜和君 伝里議員。

●伝里雅之君 現行の数が必要だとおっしゃいました。

平成20年度実績では、派遣の方も含めて161人体制でやっていますよね。21年の見込みでは、20人の応援をいただいて167名体制でやろうとしています。

この応援の数も含めての現行の体制ということまで理解してよろしいでしょうか。

●議長 加藤喜和君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 将来に向けての職員定数のお考え方を尋ねられておりますので、私のほうからお答えをしたいというふうに思いますが、伝里議員ご指摘のとおりですね、現行の財政再建計画におきましては当面、普通会計に属する職員を平成22年度当初において103名にしなければならぬと、こういう計画の内容でございます。

この数に匹敵する現行の普通会計に属する職員は、平成21年度の当初では128名ということになる予定でございます。計画と比較すれば25名程度計画を上回る職員定数ということになる予定でございます。

したがって、先ほど市長答弁にもございましたとおり、現行の職員数を当面基本としながら、行政運営を図っていくと、こういうことですので、再建計画と比較した場合にですね、当面この

128 名、これは消防職員の 40 名を含めての数でございますけれども、消防職員を含めて普通会計を 128 人、特別会計を 19 人、こういう体制の中です、行政運営を進めていくということが基本的な考え方でございます。

ただし、今後、定年退職者が発生をしてまいります。この場合、この定数の考え方についてはこれから精査をしていかなければならないというふうに思いますが、ご指摘のとおり計画的に新規採用を行って退職者の補充を、完全補充とならないまでも一定程度の数を見込んで計画的に採用していかなければ、将来にわたっての行政組織そのものが職員の年齢の断層、こういうものが発生してきますので、それは今後の行政運営にとっては好ましくないだろうと、こういうふうな判断に立っておりますので、先ほど市長答弁にもございましたとおり将来を見据えて、人口の減少等も見据えながら的確に職員定数を精査した上で、必要に応じて若干の採用を行っていききたいと。これが基本的考え方でございます。

●議長 加藤喜和君 伝里議員。

●伝里雅之君 はい、わかりました。

それでは次の質問をいたします。

必要な公務は少ない人数でもやらなければならない、実際にやっている中で人件費削減のための時間外手当の上限を、給与総額の 2.5 パーセント台にするという再建計画ですが、もうすでにこの基本計画は崩れているのではないかと私は思っています。

当然、これは私が以前、行政常任委員会の中でも申し上げたとおり、違法行為とも取れる計画だと思っています。

もちろん、市民の中には今でも職員の給与を上げることに不安を持つ市民が大勢います。これは、先に言ったように市民に対して行政の情報が正しく伝わっていないことが大きな要因だと思います。

このままでは、いつまで経っても市民からの合意が得られません。市長が言っていたとおりです。

一方で、多くの市民が行政サービスに不満を持っているのも事実です。

財政再建団体入り以降、職員削減でさらに行政サービスは落ちてきており、悪循環に陥っています。まさに負のスパイラル状態で、このままでは市民も行政も疲れ切ってしまいます。

12 月の定例議会で新山議員が質問しているように、正しい情報を共有し、市民の理解を得て行政サービスの向上を目指していただきたい。そのために、国、道にも強く理解を求めるよう頑張ってくださいと思います。

12 月の定例議会で、市長は新山議員の質問に対して、5 月頃をめどに市民に対して理解を得られるような動きをしたいとおっしゃっていましたが、その辺は今、どうお考えですか。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 お答えします。

スケジュール的にはまだ決まっておりますが、できるだけ早い機会に、今お話ありますような市民との対話。

この問題だけではなくて、今議会でもお話しております医療問題、それから今度作る再生計画、それらを包含する中でできるだけ早い機会にこの問題についてもご理解をいただきたいと思っています。

ただ、今お話ありましたように、一番今、大事なことは夕張市の行政をやっていく上での確かな職員数が何といたっても必要なんだ。それから、そのためには処遇改善、またはもろもろの面で若手職員を中心とした職員の皆さんが本当に夕張市のために自らが健全・健康であるという意欲が必要だと。

そのためには、私は冒頭から申しておりますように、何としても今置かれている職員の人数の問題、それから処遇の問題、これはどうしても解決しなきゃいかん。この改善することは、すなわち職員のためというよりも市民のためなんです。

行政サービスが健全に行われるということは、市民生活がそれだけ安定することだと。こういうことを前提にして、市民の皆さんにご理解賜るような説明または状況報告等を重ねてまいります。

〔2.5パーセント上限のことは〕と呼ぶ者あり〕

●議長 加藤喜和君 あ、再質問でもう一度お願いいたします。

はいどうぞ、伝里議員。

●伝里雅之君 再生計画では、この2.5パーセント上限は撤廃していくのでしょうか。年収の4割カットは改善できるのでしょうか。本給の3割カットの改善は難しいのでしょうか。期末手当などで改善できませんか。

あと、定年退職金はこのままの金額でよろしいのでしょうか。

この辺をちょっと、再生計画の絡みでお聞きしたいと思います。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 非常に大事な、大切な、重要な質問であります。

しかし、伝里議員に申し上げますけども、現行の財政再建計画、今のですね、その中で特に当市に課せられているのは行政体制のスリム化と総人件費の抑制、これが財政再建計画の中の大きな縛りになっているんですね。

ですから、今おっしゃるように今度の再生計画で私はできるだけこの状況、今お話ありましたようにこれもじゃあこうする、それは今、申し上げられませんが、考え方としてはこのままじゃだめです。

ですから、今度の再生計画の中で今お話しております総人件費抑制と言えども、必要なものは必要なんだと。そういうことはこれから作る計画に当たっての、私は考え方の根底としています。

どうこうというのは、今の段階ではちょっと申し上げられません。今、これからまさにそういうことを含めて新しい計画に着手するわけでございます。

●議長 加藤喜和君 伝里議員。

●伝里雅之君 2月24日に行われた国会の総務委員会の質疑の中で、道内出身議員が夕張問題を質問しています。

その中で、職員問題についての概要は、ちょっと

長くなりますけど道内出身議員の質問はこうです。

夕張市民は、高負担で低福祉を余儀なくされている。住民は、市民であると同時に国民である。人口の流出も始まっている。

再生計画がうまくゆき、債務は償還できても、誰も住民がいらないような計画では再生とは言わない。

債務の償還のための住民サービスの低下はどこまで許容され得るのか。

鳩山大臣はこう答えています。我が国エネルギー需要消費の変化の中で石炭産業が衰退し、閉山をした。当時働いている方がそこに残されたところから始まって、三百数十億という負債になったのだろう。

私も昨年10月に夕張市を訪問し、現状を拝見した。市も住民と一体となって再建計画に一生懸命取り組んでおられ、再建計画では税率を上げている。高負担、低サービスということになれば、住民は逃げ出してしまふ。

こういう状態が続き、再建がなったときに人がいなかったということだけでは絶対に防がなければならない。

夕張という地域は、夕張として将来も残り、発展してもらいたいという気持ちがあるので、再建計画を着実に実行していくことが何よりも重要であると考えているが、住民に対する基本的サービスが維持できるよう、総務省として北海道の協力も求めながら努力していきたい。

続いて、自治体職員も給与生活者。生活設計に大きな影響を与える自治体が安易に使って良い手段とは思えない。

そこで総務省は、地方の厳しい実態を把握しているが、また職員数が減れば業務に支障が出てくる。夕張では、一人の建築技師が4,000戸の市営住宅を管理している例も聞く。

特に、人の面における再建計画見直しが必要と思うがいかがか、という質問に対して大臣は、当然、再建するわけであり、職員定数も大幅に削減してきた。削減すると、一人ひとりの職員にかかる負担が多大なものになり、しかも給与はカットされている。

そこで、職員の退職が相次いで職員がいなくなり、行政サービスに影響が出るというのはある意味最悪のパターン。皆さん頑張っているが、総人件費の削減をやりながら必要な行政サービスを確保するというのは大変難しいこと。

しかし、何とかしなければいけない課題とは思っている。様々な支援をしなければいけないと考えている。夕張の建築技師の方については、1名の増員を同意した。

こう、大臣は答えています。

せっかく大臣がこういうふうに答えていただいているのですから、夕張市としてもどんどんどんどんアピールしていかなければならない問題だと思います。

市長、本当にこれ大事なところだと思うんですけども、国、道に働きかけていく上です、大事なことはただお願いすることではないと思います。こうすればこうなって、こういうふうに住民サービスが良くなる。こういう計画を持ってですね、働きかけていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 今、鳩山大臣の答弁を引用されました。

まさしくそのとおりなんです。私はそのことを言ってきたんです、2年間も。

夕張は、借金払っても人がいなくなったらだめなんです、大臣と、総務省。

それから、夕張も日本なんです。破綻の原因は、夕張だけですか。夕張の職員は大変な思いをしているんです。

こういうことを、私は言い続けてきました。去年も各北海道選出議員にも廻って、話をしてきました。

さあ、そこでちょっと引用しますと、各大臣こう言ってますでしょ。まず、私が市長の間に3人大臣替わりましたよね。それもすごいスピードで。最初の大臣は置きましょう。

2番目の大臣はこう言っています。この計画、夕

張は大変だと。この計画は急ぎ足で作った計画。進んでいく中でいろんな問題が出てくる。そのときに話し合いしましょう。計画を見直しましょう。

それから、責任は夕張だけではありませんよ。こう言ってくれました。

今度の大臣は今おっしゃっているとおり。これは国の問題なんだと。国のエネルギー転換、石炭から石油。これが一番の問題なんだと、こう言っているんです。だから、これも夕張だけの責任じゃない。これも言っています。

それから、夕張をこのままにしちゃだめなんだと。さっきの北海道選出議員の質問に、借金を払ったら誰もいないというのは、これはとんでもないことなんだと。

かくのごとく、国においても夕張の事態がどういう事態なのかということ、私は認識を深めていただいている。

ですから今、議員がおっしゃるように、これからの道や国に対しての折衝にしても、ただいま話しているようにお願いします、お願いしますじゃないんです。何をどうしてくれという、そういう前提を持った交渉といいますか陳情といいますか、説明といいますか、言葉ちょっといろいろありますけども、そういうことをさらに進めてまいります。

この2年間、それなりの私は、国に置かれてもそれなりの夕張に対するいろんな面での配慮があったと、私はこのように理解しております。今後ともなお一層、今、議員がおっしゃるような内容について、夕張のためにどんと各方面に出て折衝してまいりたいと思っております。

●議長 加藤喜和君 伝里議員。

●伝里雅之君 これが最後になりますが、しつこいようですけども税金などの減収で歳入が少なくなってきた今、職員の待遇改善はなかなか理解されないと思います。

しかし、行政執行、行政サービスを行う上でどうしても避けて通れない議論だと思います。

せっかく大臣が何とかしなければいけない問題、

様々な支援をしていかなければならないと考えていると答弁していただいているように、どんどんどんどん夕張から発信すべきと考えています。

将来の展望を示していただきたいと思いますので、これからもどんどん議論を深めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

●議長 加藤喜和君 以上で伝里議員の質問を終わります。

次に、高間議員の質問を許します。

高間議員。

●高間澄子君 それでは、通告に従いまして教育行政執行方針に基づき大綱質問をいたします。

小学校、中学校の統廃合についてお尋ねをいたします。

夕張市の財政破綻により、平成 22 年度から始まる小・中学校の大規模統廃合に向けて大変にご苦労されていることを察いたします。また、保護者、地域住民にとりましても学校は地域コミュニティの大きな役割りを果たしていただいただけに、これもまた大変な意識転換を求められる状況にあります。

さて、教育行政執行方針の教育の基本理念の中で、児童・生徒が人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく生きていく力の育成に努め、さらには一人ひとりが生き生きと個性豊かに、地域の温かい眼差しの中で育ちゆく教育環境整備に努めていくとあります。

これらの理念を踏まえて、統廃合について基本的にどのように考えていらっしゃるのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

具体的には、この学校統廃合によりまして小・中学校、各 1 校化となるのでありますけれども、児童・生徒にとってどのような利点、メリットが考えられるのかお聞かせください。

すみません。3 点続けてよろしいですか。はい。

まずこれが 1 点目になります。

次に、学級編成基準の弾力化と教職員の確保が図られるのかについてでありますけれども、教育行政執行方

針において今後の新しい学校づくりを見据え、激変緩和措置及び学級編成基準や職員定数の増を北海道教育委員会に要請するとしているが、学校統廃合により児童・生徒の学習環境が低下しないよう、どのような配慮をするのか、お考えをお聞かせください。

次、3 点目でございますけれども、これが最後の質問になりますけれども、通学手段の確保、対策にはどのようなものをお考えおられるかについてであります。

学校統廃合による児童・生徒の通学体制は路線バスを活用するとしているが、その場合、どのようなメリットがあるのか、また、どんな課題があつて、そして今後どのように対応していくのか、この 3 点について質問をいたします。

●議長 加藤喜和君 教育長。

●教育長 小林信男君 ただいまの高間議員からのご質問にありました、小・中学校の統廃合にかかわります 3 点のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、小・中学校の統廃合にかかわる基本的な考えについての質問でありますけれども、私は今回、この夕張市で行われる学校の統廃合、これはただ単に夕張の子どもたちだけではないんですが、社会的な時代背景といいますか、そういった中で生活している子どもたち。そして、夕張にあつては先ほどの話にもありましたように炭鉱閉山という大きな変化があつて、地域コミュニティそのものが大変今、大きな変化の中に子どもたちが置かれている。

したがって、これからの新しい時代を見据えて夕張の自然や文化とかかわり感性豊かに、そしてこの時代にたくましく生きていく教育の内容が伴っていなければならない、そういったような統廃合であろうかなというふうに考えます。

今述べたように、少子化の進行であるとか、あるいは環境、国際化、あるいは情報化等のグローバル的な課題。さらには、本市にあつては急激な人口減少等、夕張の子どもたちの教育環境もこの間、非常に大きく変化をしてきたところだというふうに認識しております。

このような中で、今ある現状の中でより良い教育環境、これを維持してさらにこれを提供していくということは、子ども教育委員会にとって最大の課題であろうというふうに考えているところであります。

私は、豊かな人間環境を育むと取り組みやあるいはコミュニケーション能力の育成には、やはり一定程度の児童・生徒数を有する、確保する。また、子どもたちにとっては学びの選択肢を可能な限り多くしてやる、そういったことは子どもにとっての思考力や判断力の育成にも大変大きな力があるだろうというふうに考えているものであります。

また、統廃合によって同じ市内にあっても地域性が異なる児童・生徒が共に学ぶこと、そしてお互いに学び合うこと、これも大事な側面を持っているというふうに考えるものであります。

したがって、そのためには校舎等の大規模改修によって学校の施設設備、これを充実させるということと、安心・安全な通学体制が確保されること、この二つは万全を期してこれから行わなければならないだろうというふうに考えているところであります。

選択肢の多い部活動が今まで以上に成り立つという問題、また、児童会活動やあるいは生徒会活動においても様々な意見が出てきます。そういった中で、対人関係を学びながら社会性を身に付けていくことや、あるいは自立した活動を通して集団の中で自己の役割りを見つけていく、こういったことはこれからの時代を生きる子どもたちの健全な成長にとって大切なものであるだろうというふうに考えているところであります。

また、一方では学校が市内の中心地、清水沢地区に集まることによって、半径 500 メーターくらいになるのでしょうか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が一緒に、近いところにあるということですので、非常に連携が取りやすくなりますし、相互交流によって授業やあるいは教育指導の継続性や一貫性を図れる。こういったことも重要かというふうに思っているところであります。

教育委員会としては、3 月 5 日の行政委員会にお

いてこれからの新しい夕張の教育について明らかにしたところでありますけれども、その中で、目指す学校像として市民総ぐるみで支える学校。市民に情報発信できる学校。それから、市民と児童・生徒の交流ができる学校。地域と学校が響き合う学校づくり。この 4 点を挙げたところであります。

その狙いとするところは、市民に開かれた、あるいは市民に開く学校であり、市民が係わりを持って作り出していく学校づくりであろうというふうに思っております。

今後、地域代表やあるいは有識者、そして教職員、校長先生も含めて、夕張市小・中学校統合委員会での論議を通して学校に市民の目が注がれるような組織づくり等々についての課題について対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、学級編成基準の弾力化と教職員の確保の問題ではありますが、まず小・中学校における教職員の配置につきましては、公立義務教育小学校の学級編成並びに教職員定数の標準に関する法律によって定められているものであります。5 年ごとに見直しをされる公立義務教育小学校教職員定数改善計画において、それぞれの教育課程やあるいはそれぞれの地域の教育諸条件・課題に対して申請をして、そこで審査をされ、その結果、加配が認められると、そういった性質のものであります。

その数は決して多くはないわけではありますが、今年度こういったような状況も踏まえて加配申請をしてきたところであります。21 年度においては 4 名の加配、これを受けること、全体としてですね、4 名の加配を受けることになっております。

今後に起きましても小・中学校の統合を見据え、引き続き特色ある教育課程を編成できるよう、また児童・生徒が豊かな教育環境の中で学習することができるよう、教職員増に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、学校統合に係わる通学手段の確保についてのご質問ではありますが、先ほど来お話ありましたように、22 年度からの小・中学校の統合により、市内

各地域の児童・生徒が清水沢地区の統合校に通学することとなります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が安全、そして確実に登校して授業を受け、そして部活動も含めて放課後の教育活動が保障され、安全にそして安心・確実に下校できる、そのことが大切であろうと考えております。

現行のバス路線の運行体系を児童・生徒の通学ニーズに合わせ、路線の見直しや運行ダイヤと運行便数の見直し。これは先日の行政委員会でもお話しましたけれども、登校1便、下校5便程度を各路線に走らせると。そういうことを前提とした、通学における路線バスの活用というものは、ほぼスクールバスと同様の通学体制が確保できるものというふうに考えているところであります。

また、定期券を支給することになりますけれども、児童・生徒の休日における、取り分け中学校における部活動へのニーズに対しても活用可能となっております。保護者の経済的負担の軽減にもつながると考えるところであります。

さらに、児童・生徒を含めたバス利用が増加することから、既存のバス路線の維持拡大と、市内経済の活性化の観点からも有益であるなど、本市の地域性あるいは交通事情、そういったものを総合的に勘案をして、この路線バスを活用する方法が一般住民を含め、児童・生徒にとって最も有益かつ効率的な方法であると、このように判断をしたところであります。

今後は、安全な乗降場所の確保の問題、それから乗車マナー等の指導の問題、乗車確認の体制づくり、取り分け、小学校の低学年の児童に対しての配慮など、様々な課題について4月の中旬頃を予定しておりますけれども、保護者説明会を開催し、そこでの意見、あるいは要望もお聞きし、統合委員会での検討や関係機関とも十分協議を行い、児童・生徒が安全で安心して通学できる体制づくりに努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

●議長 加藤喜和君 高間議員。

●高間澄子君 ありがとうございます。

考えてみますとですね、先ほど教育長も言われておましてけれども、本当に偶然と言えば偶然なのかもしれませんけれども、幼稚園、小学校、中学校、高校が本当に同地域に存在するわけでありますから、本当にこれを利点を取って連携を取る中に、一緒に取り組んでいける内容も少なからずあるのではないかなと、こんなふうにも思っております。

またこれはある子どもの意見としての参考なんですけれども、ひとつの道を極めた第一人者の話を聞きたいといった、そういうことを耳にしたことがあります。そういうことを踏まえまして、各界に活躍している卒業生だとか、生徒にとって魅力ある人をボランティアとして招いたり、また学校外の人材を講師に招いての授業もあつてはよいのではないかなと、こんなふうにも思うわけであります。

子どもたちにとって本当に実際に努力をし、苦勞をした人の話というのは、本当にこの身近に心に響くものではないかなと、こんなふうにも思っております。

この点についてもこれからの課題ではありますけれども、どのようにお考えなのか、ちょっと一言お話をいただければと思います。

●議長 加藤喜和君 教育長。

●教育長 小林信男君 今、お話があった部分でありますけれども、現在も比較的総合的な学習の時間が小・中学校の教育課程の中に入ってきたときに、どういう課題でこれをやっていくのかというようなことの中で、今おっしゃったようなケースも今年度の場合は比較的数多く各学校で行われているというふうに思っております。

先般、新聞報道等であつたかと思いますが、千代田中学校あるいは緑陽中学校で職業教育といいますか、そういったような形の中で講師をお呼びして、その方のいろんな知恵と工夫、そしてその生き様といいますか、そういうのを聞きながらまた子どもたちが一歩、仕事ということに対して考えてみる。あるいは、小学校においても今の赤平の植松さんです

ね、ロケットをやってますけど、この方を呼んでお話を聞くと。そういったような部分も出てきておりますし、今、学校地域支援本部事業の中でそういった地域の歴史なり、あるいはいろんな目でこういう達人がいるよ、こういうことをお話できるよという方々にボランティア登録をしていただいて、それが学校で活用していくと、こういったことも現在、進めておりますが、当然、1校体制になってもそういった、今やっていることの延長線上に、今言ったお話もこれからの教育課題として出てくるだろうというふうに考えているところであります。

以上です。

●議長 加藤喜和君 高間議員。

●高間澄子君 はい、ありがとうございます。よくわかりました。

それで、二つ目の質問の内容になるんですけども、教育長の教育行政執行方針にも掲げられておりますけれども、個性を伸ばす教育には教育を受ける子ども一人ひとりに注目し、画一的な知識の切り売りではなくて、子どもたちの知恵を育み、個性を伸ばす教育のために、教員の資質の向上とともに少人数学級や少人数授業など、少人数教育化の推進は欠かせないものと思っております。

夕張の子どもたちも、親も地域も財政破綻という事実と向き合い、小学校、中学校各1校体制という急激な変化を受け入れざるを得ない地域での児童・生徒の実情や必要性、また、学習効果を上げる工夫としてぜひとも導入していただきたいものであります。

逸話の中に、米百表のこういう逸話ではありませんけれども、教育は国家100年の体系とも言われております。

これからの時代を託す、個性あふれる心豊かな人材を育てるためにも、教育への投資は決して怠ってはならないものではないかなと、こんなふうに思っております。

それで、3点目の交通手段のことになりますけれども、続けてよろしいですか。

〔「はいどうぞ」と呼ぶ者あり〕

学校統合に伴う通学手段の方法が、先ほど教育長のほうから示されました。

そしてまた、市長の市政執行方針の中にも市内交通体系の維持確保の中でも、学校統合に伴う通学手段の確保とあわせ、市民にとっても広く利便性の向上が図られるよう検討を進めてまいりますとしております。

まさに今回の提案は、通学路線にあわせて滝ノ上からの路線の新設や、また、登下校時にあわせた増便は高齢者、そして市民にとっても広く利便性が向上することにもなり、歓迎するところであります。

そして、高齢者と子どもたちがお互い会話をし、交流をし、助け合うことが通学の安全と、そして学習にも結び付いていくことになるのではないかと、こんなふうにも思っております。

そして、今でも若菜中央小学校の子どもたちがバスの運転手さんにありがとうございましたと、こんな挨拶をして下車する姿を見て大人も考えさせる思いですと、このようなことを耳にいたしました。

そこでですね、バス通学の課題も挙げられました。何点か挙げられました。また、バス路線のこと、また待合所のこと、乗車マナーのことですね。そしてまた、新入学児への対応ということに何点かの課題も挙げられておりました。

この点につきましてもですね、どのように協議をなされていくかということもありますけれども、4月の中旬、保護者との説明会の中でお話をされるということでありました。こういうことをまた具体的にに向けてですね、保護者だけではなくて私もPTAのOGでございますけれども、子どもを温かく守り育てる地域関係者と懇談することも課題の解決に結び付いていくのではないかなと、こんなふうにも思っております。

待合所を設置するにいたしましても費用がかかるわけでありまして、またこの地域の方と懇談することによって、また思いもかけない解決策があるのでないかなと、こんなふうにも思っております。

す。そういう意味において、保護者だけではなくて、地域の関係者ともしっかりと懇談をしていくということも大事な課題の解決になるのではないかなど、こんなふうに思いますけれども、この点については教育長、いかがでしょうか。

●議長 加藤喜和君 教育長。

●教育長 小林信男君 先ほど、まず当面してですね、保護者のほうへはきちっとした情報を伝達するというふうなことで考えているところでございます。

当然、路線バスを使うということでもありますから一般の市民の方も乗ってくるということになってきますけれども、今、私どものほうで改めて教育委員会として地域の方にこういう路線バスになりますよということは考えておりませんが、市長サイドのほうで財政再生に係わる住民懇談が予定されております。

おそらく、そういったものにも係わりあってきて、同時に私どもも市民への詳しい説明と同時に、お願いといいますか、そういったものも必要になってくるのかなというふうに考えているところであります。

いずれにしても、何らかの形で市民周知は図っていききたいというふうに考えてます。

当面して、4月の広報の中にこの件、これからの新しい夕張の学校づくりも含めて、折り込みで入れる予定で今現在、準備をしているといった状態です。

●議長 加藤喜和君 高間議員。

●高間澄子君 はい、ありがとうございました。

以上で私の質問も終わりますけれども、いずれにいたしましても本当に、夕張の再生に向けて本当に教育委員会がですね学校統合という大きな問題にぶつかって、これがまたさらに夕張再生への大きなきっかけとなっていくように、教育委員会のみならず皆さんでまた協議をし、理解を示し、協力をしながらしっかりと夕張再生に結び付けていける、そういう学校統合を目指していきたいと、こんなふうに思っておりますので、今後ともまたよろしくお

願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

●議長 加藤喜和君 以上で高間議員の質問を終わります。

以上で通告されました質問はすべて終了いたしましたので、これをもって大綱質問を終結し、直ちに本 10 議案については行政常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました各議案については、会議規則第 45 条第 1 項の規定により、3 月 26 日まで審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 17 号夕張市看護師等修学資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 17 号夕張市看護師等修学資金貸付条例の廃止について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 19 年 3 月の夕張市立総合病院の廃止時におきまして必要な条例の制定改廃を行い、関係条例を整理したところでございますが、本条例については未整理となっていたことから、今般、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決にいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 19 号夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 19 号夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、老人保健法が改正され、同法が高齢者の医療の確保に関する法律として新たに施行されたことに伴い、関係条文を整理する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 4、議案第 20 号夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 20 号夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、いわゆる家電リサイクル法施行令の改正に伴い、衣類乾燥機がリサイクル対象品目に追加されたことから、当該製品を一般廃棄物処理の対象から削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 5、議案第 21 号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 21 号夕張市営住宅条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南清水沢 3 丁目地区市営住宅の老朽化による用途廃止に伴い管理戸数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 6、議案第 22 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 22 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

昨年、11 月から休止となっております夕張鹿鳴館の今後のあり方につきましては、検討委員会を設置し、施設の保全・活用方法の検討を進めてまいりましたが、今般、同委員会の提言を踏まえ、本施設については観光施設の用途を廃止し、今後は観光施設としての位置づけではなく、施設の持つ歴史的・建築的特性を活かし、民間事業者による保全・活用をより柔軟に図ることとするため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。
高橋議員。

●高橋一太君 ただいまのこの観光施設条例の一部改正案について、この鹿鳴館の件であります。

今、副市長のほうからご提案ありましたとおり、これは昨年の 11 月から現在進めている検討委員会等の中でも今日までそのあり方についていろいろとご検討もされてきていると思います。

いろいろと今日まで、後世に残していくべき建築物等々の中で、やはりこれは必要ではないかという声もあつただろうし、ただその中で、一方でそのためには、残すためにはやはり莫大な改修も必要でしょうし、維持費等々も必要になってくるでしょうし、その具体性が今日までは正直なところ見えてこない部分もあつたのかなというところがございます。

そこで、今回この一部改正の部分でありますから、今後この予算に係わる部分等については今後、予算

委員会等もありますので、その中において詳細についてお聞きしていきたいとしても、今、この条例を改正するについて総体的な部分についてはこの場でお聞きをしておかなければいけないなということで、確認の意味でちょっとしておきたいと思えます。

今回、民間による活用を推進していこうとするため、こういう用途変更をしていこうという案であります。その際、当然のことながら今後売却なりもしくは指定管理等々、いろいろと公募等をかけていくというふうに思われるんですが、やはりここで考えていかなければいけないのは、その場合ですね、それまでのまず予算措置。これも予算委員会の中で詳しくは聞いていかなければいけませんけども、当然、仮に売却にしても指定管理にしてもこれまでの維持管理費、そういった部分も具体性がどこまでできてるのか。

さらには、大きな部分として仮にまた公募等で指定管理を結ばれたとしても、そこにやはりきちんと前提として、責任を持ってどこまできちんとそれをやっていただけるのかどうか。これもやっぱり重要な部分で、確認しておかなければ、この一部改正案の部分で総体的な部分でこの場で確認をしておかなければいけないのかなと思いますので、そのあたりちょっとお聞かせいただければと思いますので、これはどなたでも結構であります。お答えいただければと思います。

●議長 加藤喜和君 地域再生推進室長。

●地域再生推進室長 畑山栄介君 ただいまご質問の、夕張鹿鳴館、旧北炭鹿ノ谷倶楽部についてでございますが、今後ですねプロポーザル方式で普通財産の貸し付けまたは譲渡という方向で検討を重ねていくということを予定しております。

ですが、これ高橋議員ご指摘のとおり維持管理ということに関するコスト、これを勘案すると、それからまた来年度早々にですね、そういった事業者がいち早く活用に向かっていくことが必要だろうということを総合的に勘案して、4 月中にそういった手

続きを進めていこうということでございます。

したがいまして今、ある程度冬場の養生という部分での管理をしますけども、そういったものの撤去等については我々のほうで自前でやっていくということで、維持管理コストかからないようにしていくと。同時に、いち早くなるべく継ぎ目なしに活用事業者に活用していただくという方向で考えております。

当然、責任を持ってどこまでやってくれるかというところは、その条件を設定して維持管理、それから老朽化もしますので、そういったところのメンテナンスをどうしていくかということをしちっと条件として付けた上で、提言をいただいてプロポーザルで選定していくと。

契約の中でも、そういったことをしっかりしてくださいということをしてやっていくということを考えていこうということで、そういったことで措置をいろいろと講じていってこの施設の保存活用を図っていきたいというふうに考えております。

●議長 加藤喜和君 高橋議員、よろしいですか。
高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。今後の考え方につきましては了解いたしました。

また詳細については、先ほども言ったとおりですね、予算委員会等の中でもちよっとお聞きしていきたい部分もありますので、この条例の部分についての今、改正案についての提案でありますから、今の説明の部分で了解しましたので、またこの後の予算委員会に回したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●議長 加藤喜和君 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 7、議案第 23 号夕張市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 23 号夕張市水道事業給水条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

水道使用料の算定に当たりましては、現行、毎月検針・毎月調定を行っているところでありますが、これを平成 21 年度中に隔月検針・毎月調定による算定徴収方法に変更し、事務事業の効率化を図るため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 8 議案第 24 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 24 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算について提案理由

をご説明申し上げます。

本補正は、国の第 2 次補正予算に伴い、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施する定額給付金給付事業及び現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給する子育て応援特別手当給付事業につきまして、年度内に給付に必要な予算措置を講ずる必要があることから補正しようとするものであります。

定額給付金給付事業につきましては、2 億 1,238 万 3,000 円を、また、子育て応援特別手当給付事業につきましては 374 万円をそれぞれ計上し、全額国庫補助金で財源措置するものであります。

これにより、第 1 条、歳入歳出予算の補正におきまして、2 億 1,612 万 3,000 円を計上し、この結果、歳入歳出予算の総額は、422 億 3,988 万 3,000 円となるものであります。

第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、4 ページ第 2 表、繰越明許費補正のとおりであります。いずれも年度内に事業の完了が見込まれないことから繰り越しをするものであります。

なお、本補正は地方財政再建促進特別措置法施行規則第 3 条第 4 項の規定に基づく財政再建計画の軽微な変更となるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

て、以上 3 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 44 分 散会

●議長 加藤喜和君 日程第 9、報告第 2 号ないし第 4 号、いずれも例月現金出納検査の結果について

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 新 山 純 一

夕張市議会 議 員 山 本 勝 昭